

気水第160号
平成23年10月17日

社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課長
(公印省略)

建築物等の解体工事等におけるアスベスト対策の徹底について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年7月に、本県内の市立小学校においてアスベストの飛散防止対策なしに機械室に付属する煙突の解体工事が行われた事案が報道されました。

本件事案は、工事業者が本来必要な大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、また十分な飛散防止対策を行わずに工事を行ってしまったものですが、その主な原因は、解体工事に当たりアスベストに関して十分な事前調査が行われなかったことにあると考えられます。

特に、本件事案では、2年前に同一敷地内の他の建屋内のアスベストを除去した経緯があり、当該敷地内の建築物等に使用されている全てのアスベストが除去済みであると誤認し工事が進められてしまいました。

適正な工事を行うための事前調査は工事業者又は発注者が行うこととされており、発注者においても、関係マニュアル※を参考に事前調査の実施や工事業者への調査結果の提供を行うなど、大気汚染防止法の遵守に向けた対応が求められます。

つきましては、同様の事案を発生させないためには、別紙のとおり工事業者と発注者が連絡を密にし、連携してアスベスト対策を徹底していただく必要がありますので、貴団体の構成員の皆様に御周知くださいますようお願いいたします。

※例えば「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007（（社）日本作業環境測定協会）」

問い合わせ先
大気環境グループ 長沼
電話 045 (210) 4111 (直通)

建築物等の解体工事等の工事業者及び発注者の対応について

アスベストを使用した建築物等の解体工事等に当たっては、次のとおり工事業者及び発注者が連絡を密にし、連携して、大気汚染防止法及び関係マニュアルに基づく対応をしていただく必要があります。

1 工事業者に必要な対応

- 建築物等の解体工事等に当たっては、設計図書から得られる建築時期、使用建築材料等の情報や目視等の調査によりアスベストの有無を判定する方法について理解しておくこと。
- 建築物等の解体工事等を行う場合には、あらかじめ発注者からの情報提供を受けるなど当該建築物等のアスベスト使用状況に係る調査を適切に行い、当該建築物等に大気汚染防止法上の特定粉じん排出等作業の実施の届出が必要となる「吹付け石綿」又は「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」が使用されていたときは、当該届出と同法上の作業基準に従った対応（掲示及び飛散防止対策）を確実に行うこと。
- なお、発注者への確認（資料・聴取）だけでなく、必要に応じて行う自らの現地調査や工事中の目視等によりアスベストの使用が確認される場合も考えられることから、発注者の協力のもと適切に対応することが望まれる。

2 発注者（建築物その他の工作物の管理者）に必要な対応

- 建築物等の維持管理、解体工事等に当たっては、設計図書から得られる建築時期、使用建築材料等の情報や目視等の調査によりアスベストの有無を判定する方法について理解し、アスベスト使用状況に係る調査を行う場合には適切に実施すること。
- 既に実施した建築物等のアスベスト使用状況調査の結果の管理を適切に行うこと。特に、調査未実施の箇所がある場合には、調査未実施の箇所とその範囲について管理しておくこと。
- 建築物等の解体工事等を発注する場合には、当該建築物等のアスベスト使用状況調査の結果を工事業者に確実に提供すること。また、当該調査を工事業者に行わせる場合には、設計図書をはじめとした十分な情報提供を行うこと。
- 事業場内にアスベスト使用箇所が複数あり、アスベスト除去工事を段階的に行う場合や、除去ではなく囲い込み工事等を実施する場合は、施工後もアスベストが存在する箇所・範囲について引き続き適切に管理すること。

※石綿の使用状況調査（事前調査）に係る関係マニュアルの記載について

- ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007（（社）日本作業環境測定協会）

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

「3.4 使用状況の事前調査」「3.5 吹付け材の石綿有無の判定」等の項を参照のこと。
（使用状況調査は「事業者または注文者」が行うとしている。）

- ・アスベスト除去工事に関する指導指針（神奈川県大気水質課）
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/44513.pdf>

「3 遵守事項／(1) 事前調査」の項を参照のこと。

（ただし、指針の対象は大気汚染防止法上の届出を行う者等(工事業者)と規定。）